

京都市告示第501号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年12月20日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

元津田町自治会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り自主的な共同活動によって、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等、住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に関すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (4) ゴミ処理、排水など保健衛生に関すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (6) その他、会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区域

京都市伏見区向島西堤町、向島津田町、向島上林町、向島新上林、向島東定請のうち下記の区域

近畿日本鉄道京都線西側、宇治川堤防の南側、市道向島31号線の東側、市道中道の南側、向島里0045号の東側、承水溝3号水路の北側、向島里0200号の北側

4 主たる事務所

京都市伏見区向島津田町76番地2

5 代表者の氏名及び住所

徳山 清一

京都市伏見区向島津田町202番地の2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和5年12月15日

(文化市民局地域自治推進室)